

積立定期預金規定（一般積立型）

（令和元年 10 月 1 日現在）

1. （預入れの期限等）

- (1) この預金は、通帳記載の目標日（満期日）の 1 か月前までは自由に預入れができます。
- (2) この預金の預入れは 1 回 100 円以上とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。
- (3) この預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れができます。

2. （預金の支払時期）

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

3. （利 息）

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数および預入日現在におけるその期間に応じた当行所定の自由金利型定期預金（M型）利率によって計算します。

ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当行所定の自由金利型定期預金（M型）利率によって利息を計算のうえ元金に組入れます。

利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については変更日以後の利息計算日）から適用します。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および預金等共通規定第7条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満……第1項の適用利率×50%
- ③ 1年以上3年未満……………第1項の適用利率×70%

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. （預金の解約、書替継続）

この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。

以 上